

令和元年 10 月 31 日

「密閉式容器」の解釈

募集要項及び物件個別明細等に記載している「密閉式容器」とは、自動販売機で販売されている一般的な飲料用の容器のことで、消費者が商品を購入した時点で密閉されているもの指し、具体的には以下のような容器とします。

- キャップ式のペットボトル
- キャップ式の缶
- キャップ式の瓶
- ステイオンタブ式の缶
- マキシキャップ式の瓶
- ブリックパック又は同様の紙パック

以上